

【長野県独自】

長野県子育て世帯生活支援特別 給付金のご案内



子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

下記の①および②に当てはまる方

■令和5年3月31日時点で、

- ① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

であって

- ② ■ **令和5年度住民税所得割非課税** である方
もしくは

■ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税所得割非課税相当の収入となった方

※ 国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を既に受給された方、家計急変により新たに国給付金の支給対象となった方は対象外です。（詳しくは、お住まいの市町村にご相談ください。）

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **3万円**

3. 給付金の支給手続き

お住まいの市町村にご相談ください。



「長野県子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに長野県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。